

北の恵み 食べマルシェ 2019 子ども向けエリア企画運営業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和元年6月20日

北の恵み 食べマルシェ実行委員会 委員長 新谷 龍一郎

1 契約担当

〒070-8004

旭川市神楽4条6丁目1番12号

道北地域旭川地場産業振興センター2階

北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局

電話 0166-73-9840

FAX 0166-63-7093

e-mail marche@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 北の恵み 食べマルシェ 2019 子ども向けエリア企画運営業務
- (2) 業務概要 食べマルシェの常磐公園会場に設置するキッズマルシェゾーンのうち、子どもを対象としたエリアの企画運営
- (3) 履行期間 契約締結日から令和元年9月30日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において次の条件を満たしていること。
 - ア 取扱品目が「3201 広告代理」及び「3271 催事企画・運営等」の入札参加資格を有していること。
 - イ 地域区分が「51 市内（旭川市内に本店がある者）」又は「53 準市内（51、52以外で、旭川市内に支店等があり、その支店長等に契約手続等について年間委任している者に限る。）」である者であること。
 - ウ 等級格付が「A」又は「B」である者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

北の恵み 食べマルシェ2019子ども向けエリア企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和元年6月20日（木）から令和元年7月1日（月）午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、北の恵み 食べマルシェホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/tenant/kidsmarche.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和元年7月1日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参若しくは郵送（必着）、電子メールの場合は事前に電話連絡すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和元年7月10日（水）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

エ 提出部数 9部

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

北の恵み 食べマルシェ2019子ども向けエリア企画運営業務プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、北の恵み 食べマルシェ実行委員会経理規程で準用する旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。